

医療施設等を除く（幼稚園、保育所、学校等）

に係る避難確保計画作成の手引き

（洪水編）

令和2年5月

枕崎市

この手引きは、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成する、洪水時における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものです。

枕崎市地域防災計画に定める医療施設等以外（幼稚園、保育所、学校等）の施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成する必要があります。

本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したのですが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良いです。

避難確保計画の作成にあたっては、枕崎市が作成している市総合防災マップ等により、情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については枕崎市に確認してください。

—目次—

1. 計画の目的・報告	P 2
2. 計画の適用範囲・避難経路図	P 2
3. 防災体制	P 4
4. 情報収集及び伝達	P 6
5. 避難誘導	P 8
6. 避難の確保を図るための施設の整備	P10
7. 防災教育及び訓練の実施	P10
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）	P11

※ 参考

【添付資料（枕崎市への提出は不要）】

- 施設利用者緊急連絡先一覧表(P14)
- 緊急連絡網(P15)
- 外部機関等への緊急連絡先一覧表(P15)
- 対応別避難誘導方法一覧表(P16)
- 防災体制一覧表(P17)

## 【計画作成にあたって】

## 《記載例・解説及び留意事項》

## ＜目次＞

1. 計画の目的・報告
2. 計画の適用範囲・避難経路図
3. 防災体制
4. 情報収集及び伝達
5. 避難誘導
6. 避難の確保を図るための施設の整備
7. 防災教育及び訓練の実施
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

## 《解説及び留意事項》

- 計画の前提となる洪水による浸水想定区域等については、枕崎市が作成する市総合防災マップ等を参照してください。
- 総合防災マップ等は枕崎市ホームページで公開しています。
  - ① 枕崎市ホームページ(<http://www.city.makurazaki.lg.jp/>)
    - ・ 枕崎市総合防災マップ
  - ② 枕崎市総合防災マップ（冊子）※各世帯へ配布  
（令和2年3月発行）
- 避難確保計画に記載すべき事項は、水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）に定められています。

## 《水防法施行規則》

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第16条 法第15条の3第1項の要配慮者利用施設（法第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関すること
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関すること

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項  
 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置に関する事項

## 1. 計画の目的・報告

《記載例》

- (1) この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- (2) 計画を作成したとき並びに必要なに応じ見直し及び修正をした場合は、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を枕崎市長へ報告する。

《解説及び留意事項》

- 要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあることから、要配慮者の確実な避難の確保を図るため、平成29年6月の水防法改正で、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市への避難確保計画の提出、訓練の実施が義務付けられることとなりました。

## 2. 計画の適用範囲・避難経路図

《記載例》

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【適用範囲（施設の状況）】

人数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 ○名	昼間 ○名	○名	○名
夜間 ○名	夜間 ○名		

《解説及び留意事項》

- 施設の利用者や職員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。  
 また、職員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

《記載例》

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、枕崎市総合防災マップ等の浸水想定区域及び浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

防災マップ 凡例

内容		アイコン	
避難所	避難所		
	福祉避難所		
地震時の退避場所	地震時の退避場所		
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊		
	土石流		
洪水浸水想定区域	洪水浸水想定区域	0.5m未満の区域	
		0.5～1.0m未満の区域	
		1.0～2.0m未満の区域	
		2.0～5.0m未満の区域	
		5.0m以上の区域	
	H5.8.6浸水被害区域		
H14～H20浸水被害区域			

施設所在地	〇〇町〇〇番地
避難場所	〇〇町〇〇番地

### 3. 防災体制

《記載例》河川名：□□川（水位周知河川）

	体制確立の判断時期	活動内容	担当者※
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川氾濫注意水位超過	水位情報等の情報収集	情報収集伝達班員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・枕崎市に洪水警報発表 ・〇〇川避難判断水位超過 ・〇〇川流域に避難準備・高齢者等避難開始の発令	水位情報等の情報収集	情報収集伝達班員
		使用する資器材の準備	避難誘導班員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達班員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達班員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導班員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・〇〇川流域に避難勧告又は避難指示（緊急）発令 ・〇〇川氾濫危険水位超過	施設内全体の避難誘導	避難誘導班員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び班員の配置を記述する。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

#### 《解説及び留意事項》

➤ 洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する担当者を検討・記載します。

#### ○ 活動内容

- ▶ 気象情報等の収集から避難誘導までの洪水時における主な活動内容及びその順序について検討します。
- ▶ 特に、複数の河川の浸水想定区域内に位置している施設においては、各河川からの氾濫ごとに順序を検討することが望ましいです。
- ▶ 児童の引き渡し等の比較的長時間にわたる活動については、浸水までに避難を完了させる十分な時間が確保できる場合を除き、避難後に避難場所で実施することが望ましいです。

#### ○ 体制の区分

- ▶ 体制は、活動内容、施設の職員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定します。
- ▶ ただし、水位情報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定することが望ましいです。

#### ○ 体制確立の基準

- ▶ 避難勧告が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立することとします。
- ▶ 複数の河川の浸水想定区域内に位置している施設においては、それぞれの河川からの情報を考慮して設定することが望ましい。
- 担当者等
  - ▶ 各活動を実施する担当者を検討します。
  - ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の職員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要があります。
  - ▶ 夜間や休日など、当該施設等の外にいる職員等の非常参集にあたっては、氾濫水の到達時間や今までの浸水実績等を勘案して参集ルートについて浸水の可能性のある箇所を避けるなど、職員等の安全に配慮します。

《用語の解説》

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>
- 水位の情報は、以下のウェブサイトから入手することができます。  
 国土交通省 <http://www.river.go.jp/> (川の防災情報)  
 鹿児島県 <http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp>  
 (鹿児島県河川砂防情報システム)

避難情報	住民の行動
避難準備・高齢者等避難開始	(避難行動に時間を要する要配慮者) 支援者とともに避難場所等の安全な場所への避難行動を開始する。 (その他の方) 家族等との連絡や非常持出品の用意などいつでも避難できるように準備をする。
避難勧告	避難場所等の安全な場所への避難行動を開始する。
避難指示 (緊急)	直ちに避難行動に移る。 そのいとまがない場合は、山の斜面の反対側、家の2階、近所の安全な場所へ避難するなど生命を守る最低限の行動をとる。

警報・注意報の種類	発表基準
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき

※気象業務法に基づく特別警報には、洪水に関する特別警報は定められていない。

- 水位周知河川(県河川カメラ設置)

河川名	局名	水位(m)			
		水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
花渡川	神浦橋	2.10	2.60	2.90	3.30

## ○ 水位監視カメラ設置河川(県)

河川名	設置箇所	堤防高(m)		備考
		左岸高	右岸高	
中洲川	井ノ尻橋	5.91	6.14	
馬追川	第二馬追橋	5.57	4.61	
尻無川	園田橋	3.17	3.10	

## 4. 情報収集及び伝達

《記載例》

## (1) 情報収集

ア 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ, ラジオ</li> <li>・気象庁等のウェブサイト</li> <li>・枕崎市「防災・一般情報提供メール」(登録制)</li> </ul>
河川水位情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビデータ放送(dボタン)</li> <li>・インターネット(情報提供機関からのウェブサイト)</li> <li>国土交通省川の防災情報 (<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>)</li> <li>鹿児島県河川砂防情報システム (<a href="http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp">http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp</a>)</li> </ul>
避難情報 (避難勧告等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・テレビ, ラジオ</li> <li>・車両広報</li> <li>・インターネット</li> <li>枕崎市ホームページ(<a href="http://www.city.makurazaki.lg.jp/">http://www.city.makurazaki.lg.jp/</a>)</li> <li>・枕崎市「防災・一般情報提供メール」(登録制)</li> <li>・緊急エリアメール等</li> </ul>

イ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

ウ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないかなど、施設内から確認を行う。



《解説及び留意事項》

- 河川水位情報については、テレビやインターネットにより、情報を収集できるようにする必要があります。
- 大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。
- 市からの避難情報等は、防災行政無線や登録型のメール配信サービスである本市「防災・一般情報提供メール」等で伝達を行うため、計画の作成に併せ登録をお願いします。
- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるかなど、あらかじめ確認しておくことが望ましいです。
- また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆がないかなどについても注意します。
- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要があります。

(2) 情報伝達

《記載例》

(2) 情報伝達

ア 別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

イ 児童を避難させる可能性がある場合には、別紙〇「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「今後の状況に応じ、〇〇〇〇（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。

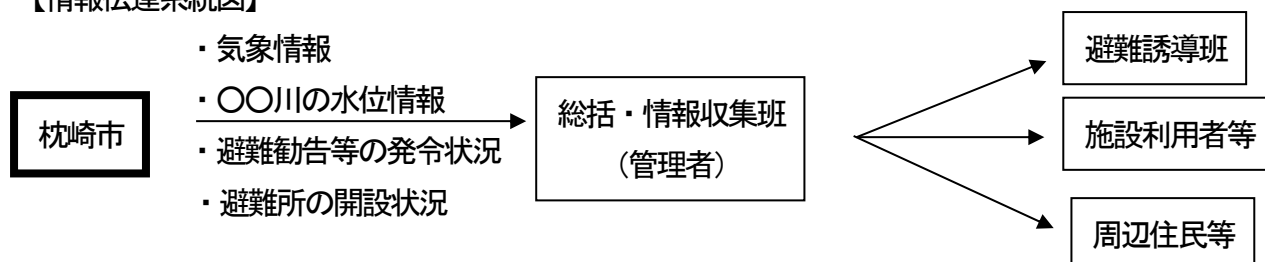
ウ 児童を避難させる場合には、別紙〇「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「〇〇〇〇（避難場所）へ避難する。児童引き渡しは〇〇〇〇（避難場所）において行う。児童引き渡し開始については別途連絡する」旨を連絡する。

エ 避難の完了後、別紙〇「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより〇〇〇〇（避難場所）において児童引き渡しを行う」旨を連絡する。

オ 枕崎市への問合せ先は以下とする。

- ・ 総務課 0993-72-1111(内線214) \* 避難状況、被害状況等について
- ・ 福祉課 0993-72-1111(内線 135) \* 避難所の開設について

【情報伝達系統図】



《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制(連絡網及び連絡方法)については、夜間や休日の職員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる(体制が進むごとに共有すべき者は増える)ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましいです。
- 外来診療を中止する場合は、他病院の受信について案内するなど、連携する医療機関とあらかじめ調整を行っておくことが望ましいです。
- 入院(所)者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難に混乱を来さないようにすることが重要です。  
 なお、入院(所)者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくが良いです。

## 5. 避難誘導

《記載例》

(1) 避難場所

- ア 避洪水時における避難場所は、〇〇町〇〇番地「〇〇小学校」とする。
- イ 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の〇階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

《解説及び留意事項》

- 避難場所については、原則として、洪水浸水想定区域外にある指定避難所を記載するものとします。
- 移動が困難な要配慮者は、指定避難所等への移動手段が確保できない場合に備え、近隣のコンクリート造りなどの堅牢な建物の高層階への避難や、屋内安全確保※が図られるよう、緊急の度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保することが望ましいです。

ただし、屋内安全確保の場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料、医薬品の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、カルテのバックアップ、最低限必要な照明、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要です。

※屋内安全確保: 建物内において、より安全な部屋等への移動(上層階への垂直避難など)

《記載例》

(2) 避難経路

洪水時における避難場所までの避難経路については、【施設周辺の避難経路図P3】のとおりとする。

《解説及び留意事項》

- 総合防災マップ等には、避難経路となる道路の他、過去に浸水した区域や土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定します。
- 上層階への屋内安全確保の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意します。
- 避難経路については、河川からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましいです。

《記載例》

(3) 避難誘導方法

- ア 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- イ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ウ 浸水のおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- エ 避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

	名 称	移 動 距 離	移 動 手 段
避 難 場 所	〇〇小学校	〇m	■徒歩 ■車両〇台
屋内安全確保	〇棟〇階以上		

《解説及び留意事項》

- 避難誘導方法については、時間帯毎(昼夜、休日)に避難する人数、職員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要があります。
- 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬装具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- 浸水によりエレベーターが停止すると、自力移動困難者の上階への避難が困難になることから、エレベーターの稼働時間内に避難ができるよう早めの避難準備を行う必要があります。
- 車での避難は、浸水箇所で動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要があります。
- また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導班員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行うなど、安全に配慮した工夫をすることが望ましいです。
- 避難途中や避難後における利用者の体調悪化や、避難にあたって特別な配慮が必要な利用者(感染症の患者等)に対する対応方法についてあらかじめ検討しておく必要があります。

## 6. 避難の確保を図るための施設の整備

《記載例》

- (1) 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

避難確保資器材等一覧

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	□テレビ○台、□ラジオ○台、□タブレット○台、□ファックス○台、 □携帯電話○台、□懐中電灯○本、□電池○本、
避難誘導	□名簿（職員、利用者等）、□案内旗○枚、□タブレット○台、 □携帯電話○台、□懐中電灯○本、□携帯用拡声器○器、 □電池式照明器具○台、□電池○本、 □携帯電話用バッテリー○個、□ライフジャケット○着、□蛍光塗料○本
施設内の一時避難	□水○日分（1人あたり○ℓ）、□食料○日分（1人あたり○食分） □寝具○人分、□防寒具
高齢者	□おむつ・おしりふき
障害者	□常備薬
乳幼児	□おむつ・おしりふき、□おやつ、□おんぶひも
その他	□ウェットティッシュ、□ゴミ袋、□タオル、□マスク □（ ）

浸水を防ぐための対策

□土のう、□止水板

□その他（ ）

- (2) これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

《解説及び留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとします。
- 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について検討し記載するものとします。

## 7. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- (1) 毎年○月に新規採用の職員を対象に研修を実施する。
- (2) 毎年○月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 訓練や研修は年1回以上、定期的に行うことが望ましい。
- 訓練や研修には、市総合防災マップ等のほか、国土交通省や鹿児島県等が実施する出前講座等が活用できます。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとします。(ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの職員等への周知や、洪水時等の避難に関する研修を別途実施してください。)
- 自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記載を省略することができます。

## 8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

《記載例》

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ・ 毎年〇月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
  - ・ 毎年〇月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
  - ・ 自衛水防組織を組織または変更したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を枕崎市長へ報告する。

《解説及び留意事項》

- 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができます。
- 自衛水防組織活動要領の作成に当たっては、次項「自衛水防組織活動要領(案)」を参考にしてください。

## 別添1 自衛水防組織活動要領(案)

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

## (自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるような組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限の通信設備を有するものとする。）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

## (自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

## (自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

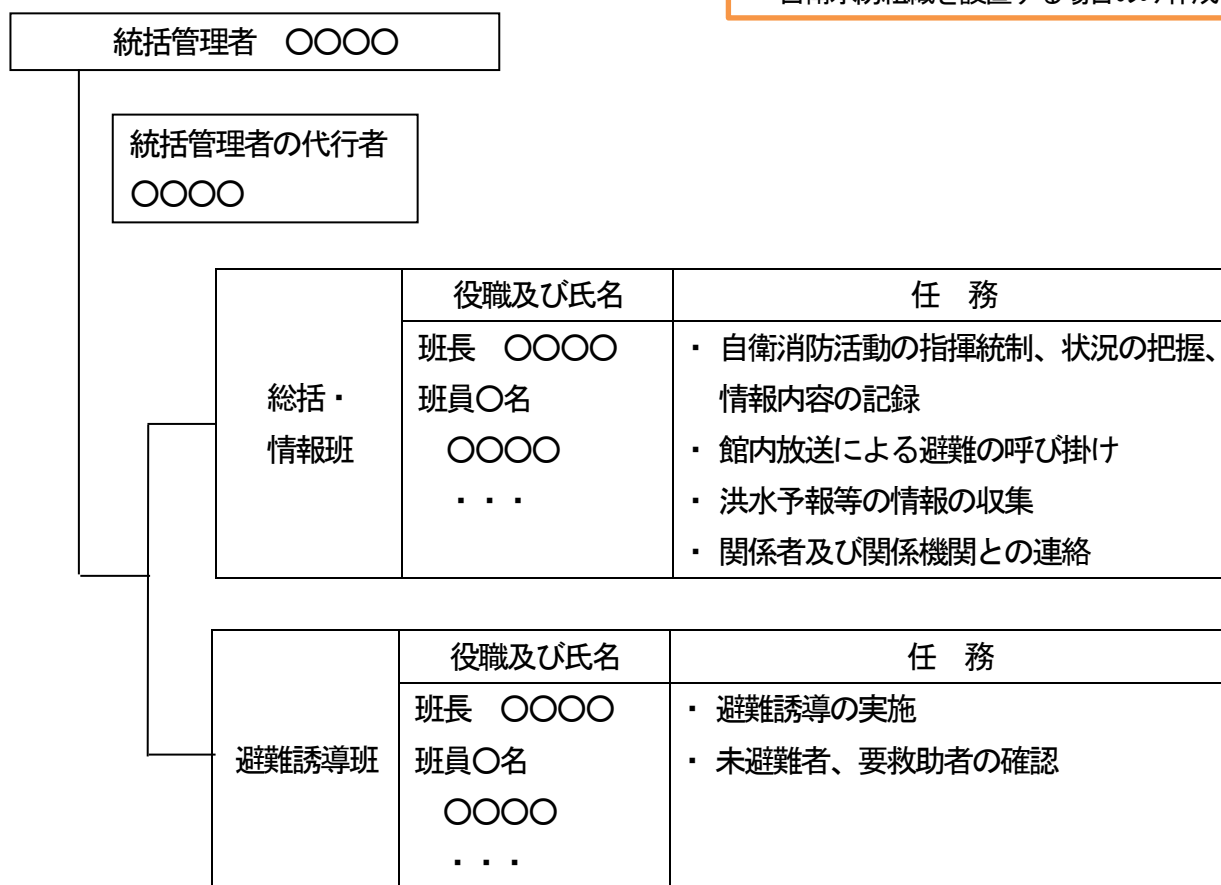
## (自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。



別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（職員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（職員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料 カルテのバックアップデータ（閲覧できる情報端末・電源含む）

【添付資料】

■施設利用者緊急連絡先一覧表

枕崎市への提出は不要

《記載例（既存のものがあればそれを活用）》

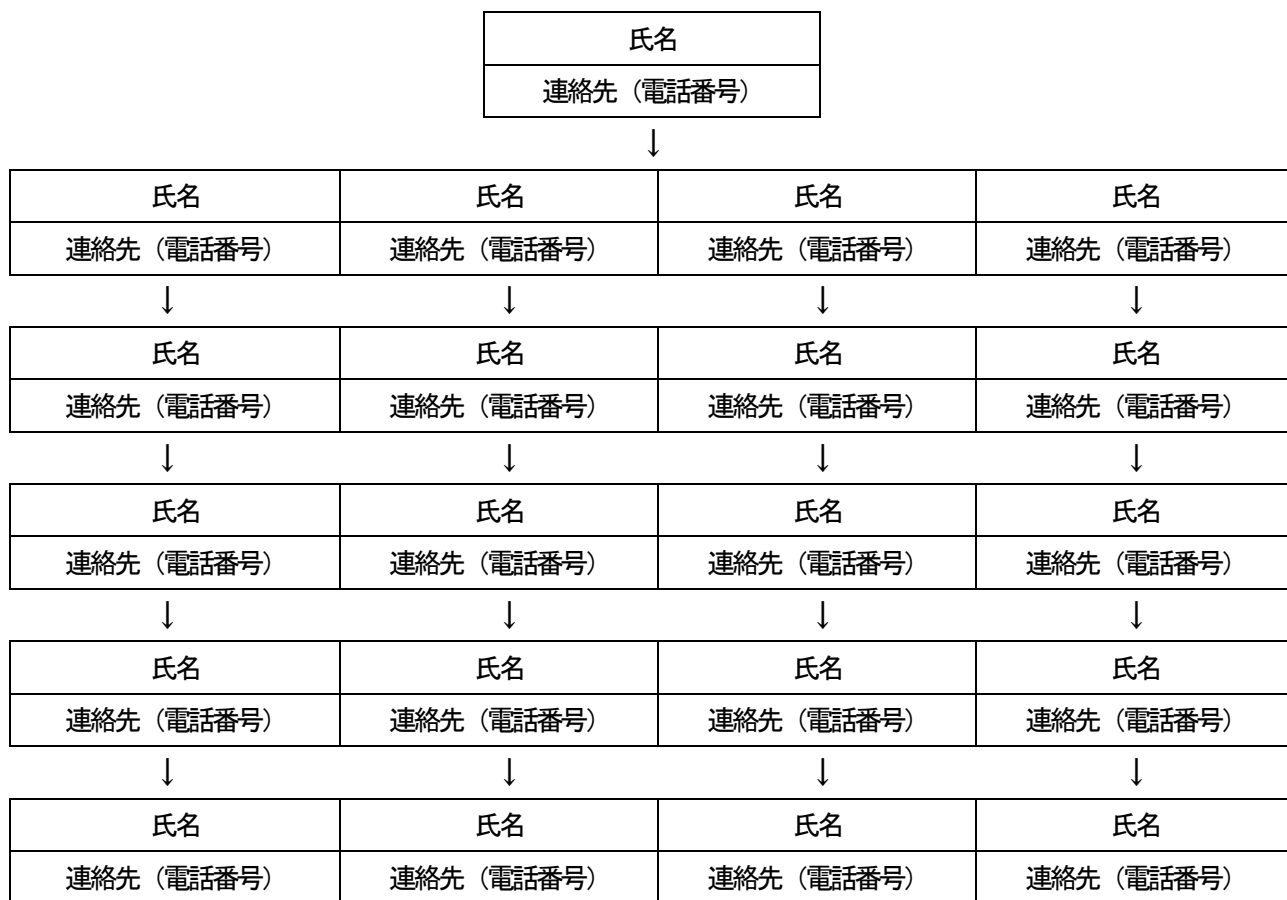
施設利用者			緊急連絡先				その他（緊急搬送先等）
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	



■緊急連絡網

《記載例（既存のものがあればそれを活用）》

枕崎市への提出は不要



■外部機関等への緊急連絡先一覧表

《記載例（既存のものがあればそれを活用）》

枕崎市への提出は不要

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
避難誘導等の支援者					
医療機関					

■対応別避難誘導方法一覧表

《記載例（既存のものがあればそれを活用）》

枕崎市への提出は不要

対応内容（※）	氏名	連絡先	移動手段	担当者	備考

※以下の該当番号を記入

（避難場所への移動）

- 1 単独歩行が可能、2 介助が必要、3 車いすを使用、
- 4 ストレッチャーや担架が必要、5 そのほか

（そのほかの対応）

- 6 自宅に帰宅、7 病院に搬送、8 そのほか

■防災体制一覧表

《記載例（既存のものがあればそれを活用）》

枕崎市への提出は不要

